大橋（下り）耐震補強外工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格(以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)の認定を受けている者。)であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　平成20年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。)における施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含む。)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成20年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

・下記の要件を満たす施工実績を有すること。

㋐　鋼橋の補修・補強の施工実績があること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。)を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下「専任を要しない期間」という。)に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出については、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。

非専任期間・専任期間としては、以下を予定している。

期間Ａ：非専任期間（準備期間等、現場が稼働していない期間）令和６年３月中旬から令和６年５月中旬まで

期間Ｂ：専任期間（足場等仮設備の設置作業期間や存置期間（期間Ｃを除く））

期間Ｃ：専任期間（目的構造物に係る工事が行われている期間）

なお、現場が稼働していない期間とは、現場に管理すべき施設（足場等仮設備・現場事務所を含む)が設置されていない状態をいう。

また、工程上一定の区切りと認められる時点（期間Ａ・Ｂ・Ｃが切り替わる時点）において、配置予定技術者の途中交代を認める。

各期間の配置予定技術者が満たすべき要件、及び技術資料の提出については下記のとおりとする。

期間Ａの配置予定技術者　技術資料の提出は必要ない。

ただし、契約後に発注者へ提出する主任技術者（監理技術者）の通知において、建設業法に定める資格・要件を満たす者であること。

期間Ｂの配置予定技術者　技術資料の提出は必要ない。

ただし、契約後に発注者へ提出する主任技術者（監理技術者）の通知において、建設業法に定める資格・要件を満たす者であること。

期間Ｃの配置予定技術者　次に掲げる１）から５）の要件を全て満たす者であること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成20年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。)。ただし、参加希望者が特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成20年度以降に元請けとして上記工事における施工の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」(昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。)を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

※（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員）

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による)。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑽　建設業法の鋼構造物工事の許可を有する者であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。)において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去２年度（令和３・４年度）間連続で60点未満でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　「耐震補強構造の品質確保」に関する技術提案

ｂ　「現場施工時の配慮」に関する技術提案

上記ａ及びｂに関する技術提案について評価する。

２）賃上げの実施に関する評価　賃上げの実施を表明した企業について評価する。